

## 令和 7 年度ぐんま三大梅林宝探し実施業務委託 企画提案要領

### 1 業務名称

令和 7 年度ぐんま三大梅林宝探し実施業務委託

### 2 事業実施主体

群馬県高崎行政県税事務所

### 3 業務目的

群馬県は古くから梅の産地として全国的に有名であり、なかでも西上州には「ぐんま三大梅林」と言われる安中市の「秋間」、高崎市の「榛名」「箕郷」の 3 つの梅林が広がっている。以上 3 つの梅林が位置する、安中市秋間地域、高崎市榛名地域及び同市箕郷地域（以下「該当地域」という。）において、地域住民や県内外の観光客を対象とした宝探し型イベントを実施することで、該当地域の観光資源の認知度向上と観光事業者への支援を図り、もって高崎安中地域の経済活性化を図ることを目的とする。

### 4 業務内容

別紙仕様書のとおり。

### 5 予算限度額

1, 6 8 7 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この予算額は、あくまで、本プロポーザルにおける企画提案書作成のために設定した事業費の上限額であり、この範囲内で積算すること。

※消費税及び地方消費税の税率は 1 0 % として積算すること。

### 6 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

### 7 応募資格

次の条件のすべてを満たしていることとします。

- ・地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 1 1 年法律 2 2 5 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと

- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税、都道府県税、市町村税の滞納をしている者でないこと
- ・本業務を的確に遂行する体制・経営基盤・ノウハウを有している者
- ・事業実施にあたり実施する打合せに円滑に対応できる者（オンライン可）

## 8 スケジュール

### (1) 参加申込

令和7年9月8日（月）午後5時必着

※詳細は下記9のとおり

### (2) 質問受付

令和7年9月5日（金）午後5時まで

※詳細は下記10のとおり

### (3) 企画提案書等の提出

令和7年9月11日（木）午後5時必着

※詳細は下記11のとおり

### (4) 審 査

令和7年9月12日（金）～令和7年9月19日（金）に実施する予定

※詳細は下記12のとおり

### (5) 結果発表

令和7年9月22日（月）の予定

## 9 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は別紙「様式1 参加申込書」を電子メールにより、提出すること。提出期限までに参加申込書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めない。

### (1) 提出期限

令和7年9月11日（木）午後5時必着

### (2) 提 出 先

群馬県高崎行政県税事務所総務振興係

電子メール送付先：[takagyou@pref.gunma.lg.jp](mailto:takagyou@pref.gunma.lg.jp)

※ 件名を「ぐんま三大梅林宝探し実施業務に係る参加申込書提出」とし、参加申込書を提出した際は、電話にて電子メール送付先に受信確認をすること。

電話番号：027-322-4681

## **10 質問受付**

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付ける。

### **(1) 質問受付期間**

令和7年9月5日（金）午後5時まで

### **(2) 質問様式**

質問様式（様式2）による。

### **(3) 質問方法**

群馬県高崎行政県税事務所総務振興係

電子メール送付先：[takagyou@pref.gunma.lg.jp](mailto:takagyou@pref.gunma.lg.jp)

※ 件名を「ぐんま三大梅林宝探し実施業務に係る質問書提出」とし、質問書を提出した際は、電話にて電子メール送付先に受信確認をすること。

電話番号：027-322-4681

### **(4) その他**

質問に対する回答は、参加申込書の提出があった事業者全てに対し、原則3日以内（土・日曜・祝日を除く）に電子メールにて回答する。

※ 事業者名は公開しない。

## **11 企画提案書等の提出**

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出する。なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けない。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けない。

### **(1) 提出書類**

① 企画提案書表紙（別紙様式3）

② 企画提案書本書（任意様式）

業務スケジュールを示すこと。

③ 費用見積書（任意様式）

ア 必要経費について内訳を明記すること。

イ 消費税及び地方消費税（10%）を明記すること。

ウ あて名は「群馬県高崎行政県税事務所 所長 倉本 高帆」とすること。

④ 業務実施体制表（別紙様式4）

ア 「2 類似業務の主な実績」には、過去に類似の業務実績（自治体等の宝探しイベントの実績）がある場合に記載すること。

イ 「3 実施体制」には、本業務に携わる責任者、担当者、協力会社等の体制を記載すること。

- ⑤ 会社概要（パンフレット等）
  - ⑥ 法人登記簿謄本（＊）  
（※３ヶ月以内に発行されたもの。コピー可。）
  - ⑦ 決算書の写し（＊）  
（※直近のもの１期分。半期決算の場合は２期分。）
  - ⑧ 誓約書〔群馬県暴力団排除条例第７条関係〕（別紙様式５）（＊）
- ※（＊）印の付いた書類については、群馬県「令和７・８年度物品等購入契約資格者名簿」登載者については提出不要。

## (2) 提出方法等

### ① 提出方法

電子メールによる。 電子メール送付先：[takagyou@pref.gunma.lg.jp](mailto:takagyou@pref.gunma.lg.jp)

### ② 提出期限

令和７年９月１１日（木） 午後５時まで（必着）

### ③ その他

件名を「令和７年度ぐんま三大梅林宝探し実施業務委託応募」とし、電話にて受信確認をすること。

また、メールサイズが５MBを超えるメールの受信はできないので、５MBを超える場合には、提出方法について、電子メール送付先へ問合せること。

## 12 審査

企画提案審査会において、以下の選定基準に基づいて、応募事業者から提出された企画提案書の書面審査を行い、予算の範囲内で最も優れた企画提案を提出した事業者を優先交渉事業者として選定する。なお、企画提案審査会では、応募事業者からのプレゼンテーションは行わないので留意すること。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがある。

### (1) 審査項目

#### ① 事業適合性（１０点）

- ・本事業の趣旨・目的に沿った内容であるか。
- ・提案内容は総合的に見て適当なものか。

#### ② 意欲・独創性（１０点）

- ・意欲的・積極的に取り組む姿勢が見られるか。
- ・オリジナリティのある提案であるか。

#### ③ 効果性（１０点）

- ・費用に対して十分な効果を期待できる内容であるか。

#### ④ 実現性（１０点）

- ・業務スケジュールは適当か。
- ・業務の実施体制・業務遂行能力は十分か。

⑤ 費用の妥当性（10 点）

- ・見積内容・金額は妥当か。

(2) 審査会の実施

令和7年9月12日（金）～令和7年9月19日（金）までに実施する予定

(3) 審査結果

令和7年9月22日（月）を目途に、全ての応募事業者に対し、書面及び電子メールにて通知します。

### 13 契約

- ・上記12において選定された者を事業の優先交渉者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、委託者との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

### 14 その他

- ・本公募に係る一切の費用は応募事業者の負担とする。
- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は内容を変更することはできない。
- ・提出された応募書類は審査の必要上、複製を作成する場合がある。
- ・参加申込書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなす。提出後に辞退する場合には、速やかに群馬県高崎行政県税事務所あてにメール及び電話にて連絡するとともに、その旨を書面（任意様式、メール添付可）にて提出すること。
- ・応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除する場合がある。この場合においても、受託者の損害を補償することはない。
- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・委託により作成された成果品に関する全ての権利は、原則として群馬県に帰属する。